

# 株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目6番3号

株式会社 **アデランス**

代表取締役会長 岡 本 孝 善

## 第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成19年5月24日（木曜日）午前9時30分までに到着するように、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年5月24日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号  
住友不動産西新宿公園3号館ビル1階「ベルサール西新宿ホール」
  3. 会議の目的事項
    - 報告事項 1. 第38期（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）事業報告、  
計算書類報告の件
    2. 第38期（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 新設分割計画承認の件
  - 第4号議案 取締役9名選任の件

第 5 号議案 役員賞与支給の件

第 6 号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策承認の件

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法

株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を書面によりご通知ください。

(2) 代理人による議決権行使

代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.aderans.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成18年3月1日から  
平成19年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が高い水準で推移し、雇用環境の改善による個人消費の回復にも支えられ、緩やかな回復を示しました。米国経済は、住宅投資の失速を受けて調整局面に入りつつありますが、個人消費は依然として力強く景気は底堅く推移しました。欧州経済は、雇用環境の改善により個人消費が堅調に推移しました。

当社グループが関連する毛髪関連業界におきましては、国内では市場間競争が厳しさを増したことに加え、男性市場ではターゲット年代顧客が少子高齢化の影響で伸び悩み、女性市場では顧客ニーズの多様化により市場環境が変化してきました。

海外市場におきましては、かつら市場は各国、各地域で顧客ニーズにあった新商品の投入などにより市場が順調に拡大いたしました。ヘア・トランスプラント市場では施術技術の向上や宣伝戦略が顧客ニーズに合致し順調に拡大いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、734億98百万円（前期比1.1%増）、営業利益82億12百万円（前期比20.4%減）、経常利益88億15百万円（前期比20.3%減）、当期純利益60億91百万円（前期比0.9%減）となりました。

### 所在地別の業績

当社は、毛髪関連事業とその他の事業の二区分のみで、そのうち毛髪関連事業の割合が全売上高の90%以上を占めておりますので、事業区分に替えて所在地区分の業績をご報告いたします。

(日本)

主力のオーダーメイドかつらの売上高は、男性向けに新商品「アデランスバイタルヘア」を、さらに女性向けに「イヴファイン」を3月から発売し、新たなタレントを起用したテレビCMを実施しましたが、既存顧客への売上は増加したものの、新規顧客売上が低迷し、301億39百万円（前期比4.2%減）となりました。レディースオーダーメイドかつらの売上高は、販売店の新規出店、デモンストレーション販売や新商品の投入により前期を上回り、101億83百万円（前期比3.0%増）となりました。その他の毛髪関連商品の売上高は45億2百万円（前期比7.1%減）、サービス収入は男性の若年層向け育毛サービスの売上が競合激化の影響を受けて伸び悩み、93億38百万円（前期比2.0%減）、その他の事業収入は5億43百万円（前期比7.6%増）、セグメント間の内部売上高は52百万円（前期比14.8%減）となりました。

以上の結果、売上高の合計は547億60百万円となり、前期に比べ15億43百万円（2.7%）減少いたしました。営業利益は99億39百万円と前期に比べ28億28百万円（22.1%）減少いたしました。

(アジア)

台湾市場においては、中長期的な成長を見据えた営業基盤の確立に注力したことで宣伝費などを抑制したため売上高がやや伸び悩みましたが営業損失が縮小しました。また、日本でのオーダーメイドかつらの売上が伸び悩んだことでグループの商品を生産しているアデランス・タイ社の営業利益が前期を下回りました。商品別の売上高は、オーダーメイドかつらの売上高が2億35百万円（前期比4.9%減）、レディースオーダーメイドかつらの売上高は69百万円（前期比16.7%減）、その他の毛髪関連商品の売上高は57百万円（前期比21.4%減）、サービス収入は1億8百万円（前期比19.3%増）、セグメント間の内部売上高は46億11百万円（前期比4.0%増）となりました。

以上の結果、売上高の合計は50億83百万円となり、前期に比べ1億53百万円（3.1%）増加いたしました。営業利益は7億28百万円と前期に比べ2億72百万円（27.2%）減少いたしました。

(北米)

かつら事業はレディースオーダーメイドかつらの売上高が、新商品の投入による需要の掘り起こしや高付加価値商品の売上が順調に拡大し、不採算部門の撤退による減収を上回り、30億12百万円（前期比5.3%増）となり、オーダーメイドかつらの売上高は3億99百万円（前期比6.8%増）となりました。ヘア・トランスプラント事業などによるサービス収入はテレビCMの刷新、データベースを活用した

営業活動や技術力の向上が効果を表したことで105億73百万円（前期比16.6%増）となりました。その他の毛髪関連商品の売上高は5億87百万円（前期比72.1%増）、セグメント間の内部売上高は16億88百万円（前期比77.1%増）となりました。

以上の結果、売上高の合計は162億61百万円となり、前期に比べ26億66百万円（19.6%）増加いたしました。営業利益は5億28百万円となり、前期の営業損失75百万円から黒字転換いたしました。

（欧 州）

既に当社グループ会社が展開している市場の内、特にスウェーデン、イギリスやオランダ市場などではグループ内で生産している高付加価値商品の売上を順調に拡大したことでオーダーメイドかつらの売上高は5億99百万円（前期比13.4%増）、レディーメイドかつらの売上高は23億40百万円（前期比9.5%増）、その他の毛髪関連商品の売上高は6億63百万円（前期比20.5%増）、サービス収入は1億42百万円（前期比49.0%増）となりました。

以上の結果、売上高の合計は37億46百万円となり、前期に比べ4億33百万円（13.0%）増加いたしました。営業利益は売上高の増加と利益率の改善により2億86百万円と前期に比べ68百万円（31.2%）増加いたしました。

部門業績の内訳は次のとおりであります。

品 目		当連結会計年度 （自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）		前連結会計年度 （自 平成17年3月1日 至 平成18年2月28日）		前期比
		金 額	構成比	金 額	構成比	
毛 髪 関 連 事 業	オーダーメイドかつら	百万円 31,374	42.7 %	百万円 32,624	44.9 %	3.8 %
	レディーメイドかつら	15,605	21.2	14,963	20.6	4.2
	そ の 他 の 商 品	5,811	7.9	5,812	8.0	0.0
	サ ー ビ ス 収 入	20,162	27.5	18,784	25.8	7.3
	計	72,955	99.3	72,185	99.3	1.0
そ の 他 の 事 業		543	0.7	505	0.7	7.6
合 計		73,498	100.0	72,690	100.0	1.1

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、37億1百万円であり、主なものは営業システムの新設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株式発行および社債発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度は中期経営計画期間の第二年度にあたり、海外市場でのシェア拡大と収益基盤の強化に関して一定の成果を見るに至っております。しかしながら、国内市場は市場間競争が厳しくなり、新商品、新サービスの投入により需要層の拡大と新規顧客獲得に注力してまいりましたが、成果を上げるには至りませんでした。

今後の課題としましては一層の収益向上を図るために、海外事業での経営基盤の強化と更なる収益性の改善に努めること、国内事業では市場再活性化のため宣伝戦略を見直し、他社と差別化が図れる商品、サービスの投入、さらには女性市場でのグループ力の活用、外部理美容サロンチェーンとの資本、業務提携を促進することで、次の段階への成長軌道を確認なものとすることであると考えております。

以上のように、中期経営計画の実現に向け、当社グループは一丸となって邁進してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 35 期	第 36 期	第 37 期	第38期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	73,881	70,625	72,690	73,498
経 常 利 益(百万円)	11,093	8,756	11,061	8,815
当期純利益または 当期純損失( ) (百万円)	5,001	3,568	6,149	6,091
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失( ) (円)	120.46	88.02	150.51	156.26
総 資 産(百万円)	91,048	83,140	87,490	91,658
純 資 産(百万円)	73,884	67,477	69,239	73,021

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業の内容
フ ォ ン テ ー ヌ 株 式 会 社	1,539百万円	100 %	女性用かつら販売業
株 式 会 社 エ ー ディ ー エ ヌ	80百万円	83.8 (0.6)	広告代理業、ゴルフ場経営
ア デ ラ ン ス ・ タ イ . , L t d .	170百万円	100	かつら製造業
ワ ー ル ド ・ ク オ リ テ ィ C o . , L t d .	15百万円	100 (100)	かつら製造業
ア デ ラ ン ス ・ フィ リ ピ ン , I n c .	300百万円	100	かつら製造業
ア デ ラ ン ス ・ ホ ー ル デ ィ ン グ C o . , I n c .	83百万円	100	持株会社
ジ ェ ネ ラ ル ・ ウ ィ ッ ク ・ マ ニ ュ フ ァ ク チ ュ ラ ー ズ , I n c .	37千ドル	100 (100)	女性用かつら販売業
ポ ズ レ ー , I n c .	8千ドル	96.2 (96.2)	毛髪移植事業
ア デ ラ ン ス ・ ヨ ー ロ ッ パ B . V .	24百万ユーロ	100	持株会社

(注) 議決権比率の( )書きは、子会社による間接所有割合を内書きしたものであります。

重要な子会社の状況に記載した9社を含む連結子会社は30社であり、持分法適用会社はありません。

当連結会計年度の連結の業績は添付書類の「1. 企業集団の現況に関する事項(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

総合毛髪事業

商品販売

かつら販売

その他商品販売

サービス収入

その他の事業

かつら、活毛商品

育毛商品、アクセサリ

理容・美容・育毛サービス

ヘア・トランスプラント

広告代理業、ゴルフ場経営

(8) 主要な営業所および工場の状況

会社名	区分	所在地
株式会社アデランス	本社	東京都新宿区新宿一丁目6番3号
	営業店	232店舗
フォンテーヌ株式会社	本社	東京都新宿区新宿五丁目5番3号
	営業店	207店舗
株式会社エーディーエヌ	本社	東京都新宿区新宿一丁目6番3号
ボズレール, Inc.	本社	アメリカ合衆国カリフォルニア州ビバリーヒルズ市
ジェネラル・ウィッグ・マニュファクチャラーズ, Inc.	本社	アメリカ合衆国フロリダ州マイアミレイクス市
アデランス・タイ., Ltd.	工場	タイ王国プリラム県ムアン郡
ワールド・クオリティCo., Ltd.	工場	タイ王国アユタヤ県バンバイン郡
アデランス・フィリピン, Inc.	工場	フィリピン共和国バンバンガ州クラークフィールド

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,787名	+369名

(注) 上記従業員の他に臨時従業員が53名おります。

(10) 主要な借入先の状況

主要な借入先はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 38,712,367株（自己株式3,001,021株を除く。）

(2) 株 主 数 6,889名

(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
スティーバートナズ ジャパン ストラテジック ファンド(オフショア)エルピー	10,300 <sup>千株</sup>	26.6 <sup>%</sup>
ステート ストリート ハンク アント <sup>*</sup> トラスト カンパ <sup>ニ</sup>	4,723	12.2

(注) 出資比率については、自己株式(3,001,021株)を控除して算出しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

定款授権に基づき取締役会決議により買い受けた株式

普通株式 1,000,000株

取得総額 31億11百万円

買受けを必要とした理由

株主利益還元の一環として買受け

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

新株予約権の数

5,960個

目的となる株式の数

596,000株（新株予約権1個につき100株）

取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	保有 者数
取締役	第2回 (2,462円)	平成17年6月1日 ～平成20年5月31日	2,900個	7名
	第3回 (2,435円)	平成18年6月1日 ～平成21年5月31日	2,900個	7名
監査役	第3回 (2,435円)	平成18年6月1日 ～平成21年5月31日	160個	2名

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
岡本孝善	代表取締役会長(最高経営責任者(CEO))	株式会社エーディーエヌ 代表取締役社長 アデランス・ホールディングCo., Inc. 代表取締役社長 学校法人アデランス学園 理事長 有限責任中間法人 日本 毛髪業協会 代表理事
徳丸勝治	代表取締役社長(最高執行責任者(COO))	
身野守	専務取締役(営業統括部担当)	
金子登	常務取締役(営業企画本部担当)	
田中二男	取締役(経営企画本部担当)	
山川寛恭	取締役(管理部長)	
八木専吉	取締役(営業統括部長)	
箕輪睦夫	取締役(海外事業部長)	
根本信男	取締役(最高顧問)	
大北春男	取締役(最高顧問)	
荒井文夫	監査役(常勤)	
平野雄士	監査役(常勤)	
片桐正昭	監査役	
戸井川岩夫	監査役	

- (注) 1. 平成18年5月25日開催の第37回定時株主総会において、箕輪睦夫氏は取締役に、平野雄士氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
2. 代表取締役社長徳丸勝治、常務取締役金子登および取締役田中二男の各氏は株式会社エーディーエヌの取締役に兼務しております。
3. 取締役箕輪睦夫氏はフォンテーヌ株式会社の取締役に兼務しております。
4. 常勤監査役荒井文夫氏は株式会社エーディーエヌの監査役に兼務しております。
5. 監査役片桐正昭および戸井川岩夫の両氏は、社外監査役であります。
6. 監査役片桐正昭氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 10名 490百万円

監査役 4名 38百万円(うち社外 2名 6百万円)

### (3) 社外役員に関する事項

#### 監査役

監査役片桐正昭および戸井川岩夫の両氏と当社の取引関係はありません。  
事業年度における主な活動状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 片桐正昭	11回	91%	11回	100%
監査役 戸井川岩夫	11	91	11	100

(注) 各社外監査役は、出席した取締役会において、社外の立場から公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金300万円以上と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

京橋監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	240万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	370万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査業務において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、この金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6. 業務の適正を確保する体制

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

法令遵守はもとより、企業理念、グループ行動規範を根拠とし社会から求められる倫理観、価値観に基づき行動する。

当社もしくは、グループ全体に影響を及ぼす重要事項の決裁は、経営会議、役員報告会での検討を踏まえ「職務権限規程」に従い行う。

適法な業務執行の確認は、各取締役の誠実な職務の執行によるが、監査役の監査をもって行うものとする。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の管理については、職務執行に係る情報を「情報資産の取扱に関する規程」に従い、以下の文書（電子文書を含む）を管理、保存する。文書の保存期間は、「文書管理規程」による。

- ・株主総会議事録と関連資料
- ・取締役会議事録と関連資料
- ・取締役が主催する会議の議事録と関連資料
- ・その他職務執行に関する重要な文書
- ・取締役が決裁する稟議書

監査役および監査役の指示に従い監査に従事する者が必要とする文書の閲覧または謄写の請求をしたときは、取締役および業務執行管理職は、いつでもそれを提示する。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、業務執行を担当する取締役の職務分掌および職務権限に基づき、各取締役に業務の執行を行わせる。

会社の経営もしくはアデランスグループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的開催する役員報告会において、取締役もしくは業務執行管理職の説明を受け、効率的に業務執行が行われているかを確認し阻害する要因がある場合適切な機関において改善を提案する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の持続的発展を阻害する、損失の危険を事前回避するために社内改善委員会を設置し、社内ホットライン制度とし、リスクをクライシスとしない体制を確立する。

担当取締役が、それぞれの損失の危険に関し管理状況を把握し、定期的に「役員報告会」に報告する。損失の危険および管理については、「役員報告会」が常にこれを掌握する。

情報の漏えい、事故、災害等、緊急事態が発生した場合には、社長（ＣＯＯ）の指示に基づき、速やかに「緊急対策本部」を設置し適切かつ迅速に対処する。

(5) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

アデランスグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範と「関係会社管理規程」に照らし、適切でなくてはならない。

会長（ＣＥＯ）は、アデランスグループ幹部会議および海外関連会社会議において、グループ施策、業務執行に関する指針を示し、業務執行者はこれを遂行する。

各会社の自主性を尊重しつつ、財務室、生産本部および海外事業部は、四半期毎に予算および業務計画の執行状況を確認する。

監査役は、監査役会を通じてアデランスグループの連結経営に対応した監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人、財務室、生産本部および海外事業部と緊密な体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を依頼できる。

また、監査役が監査の必要性により、取締役に業務補助のためのスタッフを要請した場合、取締役はその要請に協力する。

監査役より監査業務に必要な事項の依頼を受けた従業員は、その業務に関して取締役および内部監査室長の指揮、命令を受けないものとする。

監査役は、業務補助に就いた従業員について、取締役に業務能力・業務態度などの報告を行い、取締役は、その報告を評価の対象に含める。

(7) 取締役および業務執行管理職が監査役（会）に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役（会）への報告は、次の事項がある。

- ・事故、災害などリスク対応の処理に関する報告
- ・内部監査室の監査状況の報告
- ・監査役からの質問および確認事項の報告
- ・その他、取締役および業務執行管理職が報告を必要とした事項

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えています。

当社グループが企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である お客様や取引先との間の信頼関係の更なる構築と維持、お客様に満足のいくサービスを提供することのできる技能、経験、ノウハウをもった優秀な人材の確保、充実した研究を行える企業環境の維持・向上による新商品・技術の開発およびそのための健全な財務体質の維持などが必要不可欠です。

当社は、当社の支配権の移転をともなう買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このように当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針実現のための取組み

### (ア) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「お客様や社会から常に必要とされる信頼の企業へ～『グッドカンパニー』の実現～」を企業理念に掲げ、かつら、理美容・育毛サービスやヘア・トランスプラントサービスなどの提供等を通じて、総合毛髪関連事業におけるグローバルグループとしてお客様の視点に立った経営を押し進めることにより、当社の企業価値の向上に努めてまいりました。

昨今、毛髪関連業界におきましては、競合各社との市場間競争が一層激化しております。このような市場環境の中、当社グループは、2006年2月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定しました。具体的には、国内男性市場においては、積極的な広告宣伝によるプロモーションに力を注ぎ、新規需要の喚起による顧客増を、国内女性市場においては、ターゲット層（年代）の拡大などにより売上の再成長を図ります。国内周辺事業においては、外部理容サロンとのコラボレーション戦略を展開し、高付加価値サロンネットワークの強化・拡大を、海外市場においてはウィッグ販売の強化とヘア・トランスプラント（毛髪移植事業）の確立によるシェアの拡大と収益性の向上を目指し、さらには毛髪再生医療の事業化にも取り組みます。これらの施策を行うことにより、2008年2月期連結売上高800億円、売上高経常利益率15%という数値目標を達成するべく努めております。

また、当社は、従来から株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけ、安定配当の継続と配当水準の向上を基本方針として、連結配当性向を連結当期純利益の30%、総還元性向を連結当期純利益の50%（ただし2008年2月期までは投資などで多額の資金需要がない場合は、総還元性向100%）とすることを目標として取り組んでおり、今後も上記方針に基づいて株主還元を実施していく予定であります。

### (イ) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成18年12月18日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、新株予約権の発行登録を行っております。

なお、当社は、本プランが株主意思に沿ったものであることを確認するため、本プランの内容を見直した上で平成19年5月24日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、本プランについて付議する予定としており、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件として、その有効期間が本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかる株主総会の終結の時まで延長される予定です。

見直し後の本プランの内容については、本定時株主総会の株主総会参考書類第6号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策承認の件」の「本プランの内容」をご参照下さい。

### (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、暫定的に本定時株主総会の終結時までを有効期間として導入され、本定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくこととされていることから、株主の皆様のご意思を重視するものです。また、本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除するため、経営陣から完全に独立した社外者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされ、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること、延長される本プランの有効期間は最長約3年とされている上、当社株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できることとされていること、当社の株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないことなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満端数がある場合、これを切り捨てております。

# 貸借対照表

(単位 百万円)

科目	期別		科目	期別	
	当 期 (平成19年2月28日現在)	前 期 (平成18年2月28日現在)		当 期 (平成19年2月28日現在)	前 期 (平成18年2月28日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流 動 資 産	16,884	17,777	流 動 負 債	6,292	8,880
現金及び預金	2,817	3,216	買 掛 金	238	285
受 取 手 形	655	662	未 払 金	1,567	1,333
売 掛 金	1,788	1,798	未 払 法 人 税 等		2,343
有 価 証 券	7,700	9,306	未 払 消 費 税 等	112	240
商 品	849	820	未 払 費 用	324	325
貯 蔵 品	455	404	前 受 金	2,685	3,071
前 払 費 用	287	311	預 り 金	65	69
繰 延 税 金 資 産	474	735	賞 与 引 当 金	1,015	1,046
未 収 還 付 法 人 税 等	1,436		役 員 賞 与 引 当 金	98	
そ の 他	417	521	商 品 保 証 引 当 金	150	137
固 定 資 産	58,500	58,749	そ の 他	34	27
有 形 固 定 資 産	22,922	23,612	固 定 負 債	3,899	4,050
建 物	10,823	11,247	退 職 給 付 引 当 金	2,828	2,989
構 築 物	202	231	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	683	683
機 械 装 置	10	12	そ の 他	388	377
車 両 運 搬 具	29	9	負 債 合 計	10,192	12,931
器 具 備 品	720	790	(純資産の部)		
土 地	11,127	11,321	株 主 資 本	64,624	
建 設 仮 勘 定	6		資 本 剰 余 金	12,944	
無 形 固 定 資 産	3,650	2,473	資 本 本 金	13,157	
の れ ん	4		資 本 準 備 金	13,157	
借 地 権	1,812	1,812	利 益 剰 余 金	47,628	
ソ フ ト ウ ェ ア	119	147	利 益 準 備 金	1,022	
工 業 所 有 権	15	18	そ の 他 利 益 剰 余 金	46,606	
施 設 利 用 権	152	151	建 物 圧 縮 積 立 金	13	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	1,546	343	別 途 積 立 金	25,000	
投 資 そ の 他 の 資 産	31,928	32,662	繰 越 利 益 剰 余 金	21,593	
長 期 性 預 金	2,000	2,000	自 己 株 式	9,105	
投 資 有 価 証 券	9,354	9,635	評 価 ・ 換 算 差 額 等	568	
関 係 会 社 株 式	11,218	10,721	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	568	
関 係 会 社 出 資 金	294	243	純 資 産 合 計	65,192	
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	5,046	4,877	負 債 ・ 純 資 産 合 計	75,384	
長 期 前 払 費 用	232	36	(資本の部)		
繰 延 税 金 資 産	2,242	2,238	資 本 金		12,944
保 証 金 及 び 敷 金	2,503	2,565	資 本 剰 余 金		13,157
そ の 他	831	900	資 本 準 備 金		13,157
投 資 損 失 引 当 金	686		利 益 剰 余 金		44,267
貸 倒 引 当 金	1,109	557	利 益 準 備 金		1,022
			任 意 積 立 金		25,015
			建 物 圧 縮 積 立 金		15
			別 途 積 立 金		25,000
			当 期 未 処 分 利 益		18,230
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		589
			自 己 株 式		7,363
資 産 合 計	75,384	76,526	資 本 合 計		63,594
			負 債 ・ 資 本 合 計		76,526

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目	期 別	当 期	前 期
		(平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)	(平成17年3月1日から平成18年2月28日まで)
売 上	高	42,645	44,990
売 上 原 価	原 価	7,570	7,602
売 上 総 利 益	総 利 益	35,075	37,388
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	29,823	29,793
営 業 利 益	営 業 利 益	5,251	7,594
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	3,067	3,004
受 取 利 息 及 び 配 当 金	受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,521	2,193
そ の 他 の 営 業 外 収 益	そ の 他 の 営 業 外 収 益	545	811
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	277	285
そ の 他 の 営 業 外 費 用	そ の 他 の 営 業 外 費 用	277	285
経 常 利 益	経 常 利 益	8,041	10,314
特 別 利 益	特 別 利 益	58	35
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	貸 倒 引 当 金 戻 入 益		5
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	16	
関 係 会 社 清 算 益	関 係 会 社 清 算 益	42	30
特 別 損 失	特 別 損 失	1,386	66
固 定 資 産 売 却 損	固 定 資 産 売 却 損	41	12
固 定 資 産 除 却 損	固 定 資 産 除 却 損	4	54
関 係 会 社 株 式 評 価 損	関 係 会 社 株 式 評 価 損	53	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入	投 資 損 失 引 当 金 繰 入	686	
貸 倒 引 当 金 繰 入	貸 倒 引 当 金 繰 入	600	
税 引 前 当 期 純 利 益	税 引 前 当 期 純 利 益	6,713	10,283
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	843	4,046
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	271	464
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	5,598	6,700
前 期 繰 越 利 益	前 期 繰 越 利 益		12,611
自 己 株 式 処 分 差 損	自 己 株 式 処 分 差 損		201
間 配 当 額	間 配 当 額		880
当 期 未 処 分 利 益	当 期 未 処 分 利 益		18,230

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
				建物圧縮積立金	別途積立金	
平成18年2月28日残高	12,944	13,157	13,157	1,022	15	25,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
利益処分による役員賞与						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
建物圧縮積立金の取崩し					1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計					1	
平成19年2月28日残高	12,944	13,157	13,157	1,022	13	25,000

(単位 百万円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等 評価差額金	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
平成18年2月28日残高	18,230	44,267	7,363	63,005	589	63,594
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	1,831	1,831		1,831		1,831
利益処分による役員賞与	112	112		112		112
当期純利益	5,598	5,598		5,598		5,598
自己株式の取得			3,118	3,118		3,118
自己株式の処分	294	294	1,375	1,081		1,081
建物圧縮積立金の取崩し	1					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					20	20
事業年度中の変動額合計	3,362	3,360	1,742	1,618	20	1,597
平成19年2月28日残高	21,593	47,628	9,105	64,624	568	65,192

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券

子 会 社 株 式.....	移動平均法による原価法
満 期 保 有 目 的 の 債 券.....	償却原価法（定額法）
そ の 他 有 価 証 券	
時 価 の あ る も の.....	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時 価 の な い も の.....	移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

商 品	
か つ ら（オーダーメイド）.....	個別法による原価法
（レディーメイド）.....	総平均法による原価法
そ の 他 の 商 品.....	最終仕入原価法
貯 蔵 品	
支 給 資 材.....	個別法による原価法
そ の 他 の 貯 蔵 品.....	最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産.....	定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建 物...13年～47年 構 築 物...7年～20年 器 具 備 品...5年～8年
------------------	--

#### 無形固定資産

ソ フ ト ウ ェ ア（自社利用）.....	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
そ の 他.....	定 額 法
長 期 前 払 費 用.....	均等償却

### 3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金.....従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金.....役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 商品保証引当金.....販売商品の無償保証契約に基づく補修費に充てるため、過去の補修実績を基礎としてその必要額を見積計上しております。
- (5) 退職給付引当金.....従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌期から費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金.....役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、当制度は平成17年5月をもって廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度適用期間中から在任している役員に対する支給予定額であります。
- (7) 投資損失引当金.....関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、その損失見込額を計上しております。

#### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 6. 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 〔会計処理の変更〕

##### (役員賞与に関する会計基準)

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて営業利益、経常利益および税引前当期純利益が98百万円減少しております。

##### (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、65,192百万円であります。

## 〔貸借対照表等に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,466百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	200百万円
短期金銭債務	814百万円

## 〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
売上高	175百万円
仕入高	1,693百万円
販売費及び一般管理費	9,906百万円
営業取引以外の取引高	502百万円

## 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	3,001,021株

## 〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## (1) 繰延税金資産

賞与引当金繰入超過額	413百万円
退職給付引当金繰入超過額	1,151百万円
貸倒引当金超過額	451百万円
投資損失引当金	279百万円
関係会社株式評価損	4,231百万円
その他	<u>912百万円</u>
繰延税金資産小計	7,439百万円
評価性引当額	<u>4,264百万円</u>
繰延税金資産合計	3,174百万円

## (2) 繰延税金負債

其他有価証券評価差額金	390百万円
その他	<u>67百万円</u>
繰延税金負債合計	457百万円

## (3) 繰延税金資産の純額

2,717百万円

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	258百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	45百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	213百万円

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	1,684円02銭
2. 1株当たり当期純利益	143円61銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(単位 百万円)

期別 科目	当 期 (平成19年 2月28日現在)	前 期 (平成18年 2月28日現在)	期別 科目	当 期 (平成19年 2月28日現在)	前 期 (平成18年 2月28日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	35,985	35,257	流動負債	11,281	12,546
現金及び預金	14,525	14,238	支払手形及び買掛金	1,632	1,408
受取手形及び売掛金	5,565	5,167	未払法人税等	843	3,246
有価証券	7,700	9,306	繰延税金負債	6	4
たな卸資産	4,364	4,046	賞与引当金	1,395	1,422
繰延税金資産	1,159	1,262	役員賞与引当金	111	-
その他	2,790	1,332	商品保証引当金	150	137
貸倒引当金	121	96	返品調整引当金	110	97
固定資産	55,672	52,233	前受金	2,697	3,093
有形固定資産	28,144	26,902	その他	4,332	3,135
建物及び構築物	13,550	13,137	固定負債	7,355	5,606
土地	11,902	11,611	社債	190	-
その他	2,691	2,152	長期借入金	1,067	-
無形固定資産	6,552	5,478	繰延税金負債	32	19
のれん	2,748	2,895	退職給付引当金	3,529	3,552
その他	3,804	2,582	役員退職慰労引当金	953	813
投資その他の資産	20,975	19,852	その他	1,581	1,220
投資有価証券	9,816	10,053	負債合計	18,636	18,153
保証金及び敷金	3,917	3,752	(純資産の部)		
繰延税金資産	3,126	2,712	株主資本	72,086	-
その他	4,746	3,407	資本金	12,944	-
貸倒引当金	630	74	資本剰余金	13,157	-
資産合計	91,658	87,490	利益剰余金	55,042	-
			自己株式	9,057	-
			評価・換算差額等	613	-
			その他有価証券評価差額金	602	-
			為替換算調整勘定	10	-
			新株予約権	0	-
			少数株主持分	321	-
			純資産合計	73,021	-
			負債・純資産合計	91,658	-
			(少数株主持分)		
			少数株主持分	-	97
			(資本の部)		
			資本金	-	12,944
			資本剰余金	-	13,157
			利益剰余金	-	51,206
			その他有価証券評価差額金	-	626
			為替換算調整勘定	-	1,379
			自己株式	-	7,314
			資本合計	-	69,239
			負債・少数株主持分及び資本合計	-	87,490

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(単位 百万円)

科 目	期 別	当 期	前 期
		(平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)	(平成17年3月1日から平成18年2月28日まで)
売 上	高	73,498	72,690
売 上 原 価	原 価	13,726	12,690
売 上 総 利 益	総 利 益	59,772	60,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	一 般 管 理 費	51,560	49,680
営 業 利 益	営 業 利 益	8,212	10,319
営 業 外 収 益	営 業 外 収 益	1,010	1,150
受 取 利 息 及 び 配 当 金	受 取 利 息 及 び 配 当 金	311	180
そ の 他 の 営 業 外 収 益	そ の 他 の 営 業 外 収 益	698	969
営 業 外 費 用	営 業 外 費 用	406	408
支 払 利 息	支 払 利 息	29	11
そ の 他 の 営 業 外 費 用	そ の 他 の 営 業 外 費 用	377	396
経 常 利 益	経 常 利 益	8,815	11,061
特 別 利 益	特 別 利 益	38	120
固 定 資 産 売 却 益	固 定 資 産 売 却 益	21	80
そ の 他 の 特 別 利 益	そ の 他 の 特 別 利 益	16	39
特 別 損 失	特 別 損 失	974	292
過 年 度 費 用 修 正 損 失	過 年 度 費 用 修 正 損 失		103
固 定 資 産 売 却 損 失	固 定 資 産 売 却 損 失	44	15
固 定 資 産 除 却 損 失	固 定 資 産 除 却 損 失	58	162
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	141	
貸 倒 引 当 金 繰 入	貸 倒 引 当 金 繰 入	552	
そ の 他 の 特 別 損 失	そ の 他 の 特 別 損 失	178	10
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,878	10,889
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,040	5,152
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額	152	412
少 数 株 主 損 失	少 数 株 主 損 失	101	
当 期 純 利 益	当 期 純 利 益	6,091	6,149

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年2月28日残高	12,944	13,157	51,206	7,314	69,992
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			1,831		1,831
利益処分による役員賞与			130		130
当期純利益			6,091		6,091
自己株式の取得				3,118	3,118
自己株式の処分			294	1,375	1,081
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			3,836	1,742	2,094
平成19年2月28日残高	12,944	13,157	55,042	9,057	72,086

(単位 百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年2月28日残高	626	1,379	753		97	69,337
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						1,831
利益処分による役員賞与						130
当期純利益						6,091
自己株式の取得						3,118
自己株式の処分						1,081
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	23	1,389	1,366	0	224	1,591
連結会計年度中の変動額合計	23	1,389	1,366	0	224	3,684
平成19年2月28日残高	602	10	613	0	321	73,021

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社は30社であります。

主要な連結子会社名

フォンテーヌ㈱

㈱エーディーエヌ

アデランス・ホールディングCo., Inc. (在外子会社)

アデランス・ヨーロッパB.V. (在外子会社)

アデランス・タイ.,Ltd. (在外子会社)

なお、当連結会計年度から、新規設立により㈱ヘアトラストホールディングスを、買収によりBest Move Co.,Ltd.を、増資引き受けにより㈱サムソン、㈱ノディンを連結の範囲に含め、清算により㈱エーディーエヌを連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微であるため、持分法を適用しておりません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、国内連結子会社4社および在外連結子会社25社の決算日は12月31日ですが、各社とも連結決算日との差異が3ヵ月を超えていないので、当該決算日の計算書類を基礎として連結を行っており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)

子会社株式および関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

たな卸資産

商品・製品.....当社については、かつらのうちオーダーメイドは個別法による原価法、レディースメイドは総平均法による原価法、その他の商品は最終仕入原価法。また、国内連結子会社については、主として移動平均法による原価法、在外連結子会社については、

	先入先出法による低価法または移動平均法による低価法。
原材料・仕掛品.....	連結子会社については、先入先出法による低価法または移動平均法による低価法。
貯蔵品.....	支給資材については個別法による原価法、その他の貯蔵品は主として最終仕入原価法。ただし、在外連結子会社については、先入先出法による低価法。
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
有形固定資産.....	主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）。一部の国内連結子会社については定額法。ただし、在外連結子会社の有形固定資産については、主として定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物...13年～47年
無形固定資産.....	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。
長期前払費用.....	均等償却
(3) 重要な引当金の計上基準	
貸倒引当金.....	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社については、個々の債権の回収可能性を検討し計上しております。
賞与引当金.....	当社および国内連結子会社については、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金.....	当会社および連結子会社のフオンテヌ(株)については、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
商品保証引当金.....	当社については、販売商品の無償保証契約に基づく補修費に充てるため、過去の補修実績を基礎としてその必要額を見積計上しております。
返品調整引当金.....	連結子会社のうちフオンテヌ(株)については、販売商品の返品による損失に備えるため、売掛金残高に当期および前期の平均返品率と当期の売上総利益率を乗じた額を計上しております。
退職給付引当金.....	当社、国内連結子会社および一部の在外連結子会社については、従業員に対する退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務お

よび年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金.....当社ならびに連結子会社のフォンテーヌ㈱および㈱サムソンについては、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当制度は過年度において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度適用期間中から在任している役員に対して退任時に支給する予定額であります。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

〔会計処理の変更〕

(役員賞与に関する会計基準)

当連結会計期間から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、111百万円減少しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は72,699百万円であります。

〔連結貸借対照表等に関する注記〕

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	91百万円
土地	459百万円
合計	551百万円

担保に係る債務の金額

流動負債のその他（短期借入金および1年以内返済予定の長期借入金）	141百万円
長期借入金	342百万円
合計	483百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 23,694百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について債務保証を行っております。  
株式会社セントラルアカデミー 93百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数 普通株式 41,713,388株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年5月25日 定時株主総会	普通株式	863百万円	22円	平成18年2月28日	平成18年5月26日
平成18年10月12日 取締役会	普通株式	967百万円	25円	平成18年8月31日	平成18年11月15日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,935百万円	50円	平成19年2月28日	平成19年5月25日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

1,142,100株

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	1,877円95銭
2. 1株当たり当期純利益	156円26銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年4月16日

株式会社 アデランス  
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 岸 勲 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 石原 裕 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小宮山 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アデランスの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アデランス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成19年4月16日

株式会社アデランス  
取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 岸 勲 ㊞

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 石原 裕 ㊞

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小宮山 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アデランスの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はございません。

平成19年4月19日

株式会社アデランス 監査役会

常勤監査役	荒井	文夫	Ⓔ
常勤監査役	平野	雄士	Ⓔ
社外監査役	片桐	正昭	Ⓔ
社外監査役	戸井川	岩夫	Ⓔ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の一層の強化・充実を進め、長期にわたる安定的な経営基盤の確立と業績の向上に努力していく所存であります。

安定した配当を継続して実施していくことを基本に株主様の期待に応えていきたいと考えております。

第38期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,935,618,350円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき75円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年5月25日といたしたく存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

現行定款の一部を変更定款案のとおり変更いたしたいと存じます。

- (1) 当社としては、今後ますます多様化が予測されるお客様のニーズに対し、いかに迅速かつ的確に対応し、当社グループとしての継続的な成長を維持するかにつきまして、従来より検討を重ねてまいりました結果、当社グループは持株会社体制にて、グループ企業価値向上を目指し次の6点について重点的に実践いたします。

- ・グループ業績管理基盤の強化
- ・ガバナンスの強化を図りながらグループ内企業の意思決定を機動的に行う
- ・グループ内の事業活動や人事政策を機動的に行う
- ・シナジー効果の早期発揮
- ・グループ内競合の排除
- ・グローバルブランドの構築

これらを通じて、総合毛髪関連事業におけるグローバルグループとしてお客様の視点に立った経営を推し進めることにより、グループ全体の更なる企

業価値および株主価値の向上を図るべく、平成19年4月20日開催の当社取締役会において、純粋持株会社に移行し、平成19年9月3日をもって、当社の商号を「株式会社アデランスホールディングス」に変更することを決議いたしました。当社を分割会社として、新設する株式会社アデランスに、かつらの販売や理美容・育毛サービスなどの毛髪関連事業を承継させ、純粋持株会社としてグループ経営戦略の策定・推進等に特化したいと存じます。

つきましては、純粋持株会社体制への移行のため、所要の変更を行うものであります。（現行定款第1条および第2条）

なお、当該変更案は第3号議案・新設分割計画承認の件が原案どおり承認されることを条件として、平成19年9月3日をもって生じるものとします。

- (2) 株式取扱規則において、株主様の権利行使方法を明確にするため所要の変更を行うものであります。（現行定款第13条）
- (3) 社外取締役を採用することによりガバナンスの更なる強化を図りつつ、迅速な意思の統一および情報の伝達を目的とし、員数の変更を行うものであります。（現行定款第20条）
- (4) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質を構築し、より経営の透明性をはかるため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります。（現行定款第22条）

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社アデランス</u> と称し、英文では、 <u>Aderans Company Limited</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社アデランスホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>Aderans Holdings Company Limited</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の各号記載の事業を営むことを目的とする。
(新 設)	<u>1 次の(1)ないし(24)に記載する事業</u>
<u>1.</u> かつら、かつら用付属品、これらの材料、理美容美容器具の製造・販売および輸出入	<u>(1)</u> (現行どおり)
<u>2.</u> 理容業、美容業、これらに関するセミナーの企画および開催	<u>(2)</u> (現行どおり)
<u>3.</u> 化粧品、医薬部外品、医薬品、医療器具の製造・販売および輸出入	<u>(3)</u> (現行どおり)
<u>4.</u> 毛根の移植	<u>(4)</u> (現行どおり)
<u>5.</u> 繊維衣料品、装飾品の製造・販売および輸出入	<u>(5)</u> (現行どおり)
<u>6.</u> ビタミン等の栄養素を配合した栄養補助食品の製造および販売	<u>(6)</u> (現行どおり)

現行定款	定款変更案
7. 清掃業、消毒業、これらの機械・器具、洗剤・薬品の製造・販売および輸出入	(7) (現行どおり)
8. 不動産の売買、賃貸借、これらの仲介および管理	(8) (現行どおり)
9. ゴルフ会員権の売買および仲介	(9) (現行どおり)
10. 広告代理業	(10) (現行どおり)
11. 映画、演劇、コマーシャル等の企画、制作および販売	(11) (現行どおり)
12. 芸能用衣裳等の製作および販売	(12) (現行どおり)
13. 損害保険代理業	(13) (現行どおり)
14. 生命保険の募集に関する業務	(14) (現行どおり)
15. 旅行業	(15) (現行どおり)
16. 情報提供、処理サービスおよび計算事務代行業	(16) (現行どおり)
17. ゴルフ場等スポーツ施設、遊戯場、旅館および飲食店の経営	(17) (現行どおり)
18. 有価証券の運用および投融資	(18) (現行どおり)
19. 割賦販売業、割賦販売斡旋業、割賦債権買取業および金融業	(19) (現行どおり)
20. かつら、かつら用付属品、繊維衣料品、装飾品、芸能用衣裳、理容美容器具、医療・消毒・清掃の機械・器具等のレンタルおよびリース業	(20) (現行どおり)
21. 医療施設および保健施設の経営	(21) (現行どおり)
22. 医療のコンサルタント業務 (新 設)	(22) (現行どおり)
23. 前各号に付帯関連する一切の事業  (新 設)	(23) <u>金銭の貸付、その貸借の媒介並びにその貸付の保証</u>
(新 設)	(24) <u>前各号の事業又はこれらに関連する事業への投資</u>
	2 前号(1)ないし(24)に記載する事業を営む会社、これに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
	3 前各号に付帯または関連する事業
第3条～第12条 (略)	第3条～第12条 (現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主請求または通知の方式については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第14条～第19条 (略)	第14条～第19条 (現行どおり)
(員数)	(員数)
第20条 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第20条 当会社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第21条 (略)	第21条 (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>2</u> 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>第23条～第41条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (削る)</p> <p>第23条～第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

### 第3号議案 新設分割計画承認の件

#### 1. 新設分割を行う理由

第2号議案・定款一部変更の件の「変更の理由」に記載のとおり、純粋持株会社体制への移行にあたり、当社のかつらの販売や理美容・育毛サービスなどの毛髪関連事業を新設する株式会社アデランスに承継させる新設分割を行うものであります。

株主の皆様におかれましては、このたびの新設分割の趣旨にご賛同いただき、新設分割計画をご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### 2. 新設分割計画の内容の概要

##### 分割計画書（写）

株式会社アデランス（平成19年9月3日をもって商号を株式会社アデランスホールディングスに変更予定。以下「甲」という。）は、新たに設立する株式会社アデランス（以下「乙」という。）に甲のかつらの販売や理美容・育毛サービスなどの毛髪関連事業（以下「本件事業」という。）に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割計画書（以下「本分割計画書」という。）を作成する。

第1条（乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）  
乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1「株式会社アデランス定款」に記載のとおりとする。ただし、住所は以下のとおりとする。

東京都新宿区新宿一丁目6番3号

## 第2条（乙の設立時取締役及び設立時監査役並びに会計監査人の氏名）

乙の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時会計監査人は、次のとおりとする。

（取締役）	徳丸勝治、身野 守、金子 登、八木専吉
（監査役）	山川寛恭、荒井文夫
（会計監査人）	京橋監査法人

## 第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙は、甲から、本件分割に際して、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本件権利義務」という。）を承継する。なお、乙が甲から承継する資産及び負債は、平成19年2月28日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに第6条に定める乙の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。
2. 乙が甲から承継する権利義務のうち債務については、甲が併存的債務引受けにより連帯債務者になる。但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。

## 第4条（新設分割に際して交付する株式及びその割当）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、第3条第1項に定める権利義務に代わり、乙の普通株式2,000株を交付する。

## 第5条（乙の資本金及び準備金等の額に関する事項）

乙の設立時の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金	金	2,000	百万円
(2) 資本準備金	金	2,000	百万円
(3) その他資本剰余金	会社計算規則第80条第1号に定める設立時株主払込資本額から前号及び前々号に掲げる合計額を減じて得た額		
(4) 利益準備金	金	0	円
(5) その他利益剰余金	金	0	円

## 第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成19年9月3日とする。但し、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

第7条（競業）

甲は、乙の成立の日以降においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第8条（条件の変更及び中止）

本分割計画書の作成後乙の成立の日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、本件権利義務に重大な変動が生じたときは、甲は、必要に応じて本件分割の条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本分割計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲がこれを決定することができる。

平成19年4月20日

東京都新宿区新宿一丁目6番3号  
株式会社アデランス  
代表取締役社長 徳丸 勝治 ㊞

## 別紙1「株式会社アデランス定款」

### 株式会社アデランス定款

#### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アデランスと称し、英文では、A d e r a n s C o m p a n y L i m i t e d と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. かつら、かつら用付属品、これらの材料、理容美容器具の製造・販売および輸出入
2. 理容業、美容業、これらに関するセミナーの企画および開催
3. 化粧品、医薬部外品、医薬品、医療器具の製造・販売および輸出入
4. 毛根の移植
5. 繊維衣料品、装飾品の製造・販売および輸出入
6. ビタミン等の栄養素を配合した栄養補助食品の製造および販売
7. 清掃業、消毒業、これらの機械・器具、洗剤・薬品の製造・販売および輸出入
8. 不動産の売買、賃貸借、これらの仲介および管理
9. ゴルフ会員権の売買および仲介
10. 広告代理業
11. 映画、演劇、コマーシャル等の企画、製作および販売
12. 芸能用衣装等の製作および販売
13. 情報提供、処理サービスおよび計算事務代行業
14. ゴルフ場等スポーツ施設、遊戯場、旅館および飲食店の経営
15. 割賦販売業、割賦販売斡旋業、割賦債権買取業および金融業
16. かつら、かつら用付属品、繊維衣料品、装飾品、芸能用衣装、理容美容器具、医療・消毒・清掃の機械・器具等のレンタルおよびリース業
17. 医療施設および保健施設の経営
18. 医療のコンサルタント業務
19. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当を受ける権利等の決定)

第9条 当社は、会社法第199条第1項の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、同項各号および同法第202条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定める。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第10条 当社の定時株主総会は、基準日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議の省略等)

第15条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(代表取締役および役付取締役等)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から社長1名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役の中から会長1名、および副社長、専務、常務各若干名を定めることができる。
- 4 取締役会は、その決議によって最高顧問、常任顧問、相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役

(員数)

第25条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(報酬等)

第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当の基準日)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第7章 附則

(設立に際して発行する株式の総数)

第1条 当社の設立に際して発行する株式は、普通株式2,000株とする。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成20年2月末日までとする。

## 別紙2「承継権利義務明細表」

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

- ① 現金及び預金（承継する現金及び預金の合計額は10億円とする。）
- ② 本件事業に属する受取手形、売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、繰延税金資産、その他一切の流動資産

#### (2) 固定資産

- ① 有形固定資産  
本件事業に属する建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、その他一切の有形固定資産
- ② 無形固定資産  
本件事業に属する特許権、商標権、ソフトウェア、その他一切の無形固定資産
- ③ 投資その他の資産  
本件事業に属する敷金及び保証金、その他一切の投資その他の資産

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、賞与引当金、その他一切の流動負債

#### (2) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金、役員退職慰労引当金、その他一切の固定負債

### 3. 承継する雇用契約

乙は、甲から、乙の成立の日において、甲に在籍し本件事業に主として従事している従業員との間の雇用契約は原則として承継するものとし、以後、乙の従業員として雇用する。ただし、グループ全体の管理及び指導を行っている従業員との間の雇用契約は承継しない。

### 4. 承継するその他の権利義務等

#### ① 知的財産

本件事業に属する、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産権

#### ② 雇用契約以外の契約

本件事業に属する業務提携契約、業務委受託契約、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務

#### ③ 許認可等

乙は、乙の成立の日の前日において、甲の本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについては、甲より承継する。

以上

3. 会社法第763条第6号ないし第9号に掲げる事項に関する定め相当性に関する事項の内容

平成19年5月1日

会社法第763条第6号ないし第9号に掲げる事項に関する  
定め相当性に関する事項（写）

東京都新宿区新宿一丁目6番3号  
株式会社アデランス  
代表取締役社長 徳丸 勝治 ㊞

当社は、当社を持株会社へ移行させるという会社分割の趣旨から、分割計画書第4条に記載のとおり、会社分割に際して発行される新設分割設立会社の普通株式2,000株を全て新設分割株式会社である当社に割り当てることと致しました。

また、新設分割設立会社の資本金及び準備金につきましては、設立後の新設分割設立会社の資本政策等に鑑み、会社計算規則に従い、分割計画書第5条に記載のとおりとすることと致しました。

当社は、以上の取扱いにつきまして、その内容が相当であると判断致しております。

以 上

#### 第4号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数 株
1	岡本孝善 (昭和24年8月5日生)	昭和50年6月 当社入社 昭和58年12月 当社取締役 昭和62年5月 当社常務取締役 平成3年9月 当社取締役 平成7年5月 当社代表取締役社長 平成11年11月 当社営業本部長 平成16年2月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）（現任）  (他の法人等の代表状況) 株式会社エーディーエヌ代表取締役社長 アデランス・ホールディングCo., Inc. 代表取締役社長 学校法人アデランス学園理事長 有限責任中間法人日本毛髪業協会代表理事	39,435
2	徳丸勝治 (昭和39年8月24日生)	昭和58年3月 当社入社 平成10年2月 当社関西営業部長 平成14年2月 当社経営企画室長 平成15年5月 当社取締役 平成16年2月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）（現任）	3,500
3	田中二男 (昭和22年11月23日生)	昭和47年5月 当社入社 平成7年9月 当社広報室長 平成11年5月 当社取締役（現任） 平成13年10月 当社お客様サービス室・宣伝企画部担当 平成13年10月 当社IR室担当 平成14年2月 当社広報室担当 平成16年2月 当社お客様サービス室・IT管理室担当 平成18年2月 当社経営企画本部担当（現任）	18,904
4	山川寛恭 (昭和27年7月3日生)	昭和52年10月 当社入社 平成10年2月 当社管理部長（現任） 平成15年5月 当社取締役（現任）	3,914
5	箕輪睦夫 (昭和31年6月7日生)	昭和59年4月 株式会社サム研究所 取締役 平成18年3月 同社退任 平成18年4月 当社顧問 平成18年5月 当社取締役海外事業部長（現任）	1,200

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
6	根本 信 男 (昭和15年7月15日生)	昭和44年3月 当社設立 取締役 昭和45年3月 当社代表取締役社長 昭和62年5月 当社取締役最高顧問 平成7年5月 当社代表取締役会長 平成12年5月 当社取締役最高顧問 (現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社成信代表取締役社長 株式会社慶信代表取締役社長	株 3,856,858
7	大北 春 男 (昭和17年1月1日生)	昭和44年3月 当社設立 取締役 昭和50年4月 当社専務取締役 昭和56年10月 当社代表取締役副社長 昭和62年5月 当社代表取締役社長 平成7年5月 当社取締役最高顧問 (現任) (他の法人等の代表状況) 有限会社オオエイ商事代表取締役社長	207,349
8	深澤 武 久 (昭和9年1月5日生)	昭和36年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 平成12年9月 最高裁判所判事 任官 平成16年1月 最高裁判所判事 退官 平成16年1月 弁護士再登録 (東京弁護士会) (現任)	—
9	間島 進 吾 (昭和21年9月24日生)	昭和48年11月 公認会計士間島進吾事務所設立 昭和50年9月 KPMG LLP (旧 PEAT MARWICK MITCHELL&CO.) ニューヨーク事務所入社 平成9年7月 同社日本関連事業部 米国北東部統括パートナー 平成16年12月 同社顧問就任 平成17年9月 同社顧問退任 平成18年4月 中央大学商学部教授 (現任)	—

(注) 1. 候補者岡本孝善氏は、株式会社エーディーエヌの代表取締役を兼務し、当社は同社に対して宣伝広告の委託および金銭の貸与などの取引があります。また同氏は学校法人アデランス学園の理事長を兼務し、当社は同学園に対して教材の販売および理美容師免許取得のため、同学園に従業員を入学させております。

- その他、有限責任中間法人日本毛髪業協会の代表理事も兼務し、当社は同会に入会するとともに、同会の発行物の購入などの取引があります。
- 上記1.を除き、各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 深澤武久および間島進吾の両氏は社外取締役候補者であります。
  - 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

社外取締役候補者の選任理由および独立性について

- ① 深澤武久氏につきましては、元最高裁判所判事および弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社や子会社およびそれらの役員との間に、一切の人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。
- ② 間島進吾氏につきましては、公認会計士としての財務および会計に關しての知識・経験等を当社において十分に発揮していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社や子会社およびそれらの役員との間に、一切の人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

- ③ 社外取締役としての適格性について
- ・深澤武久氏は過去において会社経営に関与したことはありませんが、東京弁護士会会長および最高裁判所判事等を歴任しており、法的見地から社外取締役として公正、平等な立場で当社の経営に参画いただけると判断いたしました。
  - ・間島進吾氏は過去において会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士およびニューヨーク州公認会計士の資格を有しており、米国において大手監査法人で会計監査を担当し30年の実務経験があることから、社外取締役としてコーポレート・ガバナンスに関して透明性の高い経営に尽力いただけると判断いたしました。
- ④ 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社の損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定によりその最低責任限度額または300万円以上であらかじめ定めた金額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額9,800万円を支給することといたしたいと存じます。

## 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策承認の件

当社は、平成18年12月18日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的内容を暫定的に決定し、公表いたしました。本プランにおいては、本プランが株主意思に沿ったものであることを確認するために、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことが予定されております。

本プランの具体的内容を暫定的に決定した後も、当社は、本プランの内容や当社の企業価値向上策等について慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社としては、本プランは当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上のために必要不可欠であるとの判断に至り、当社の独立委員会の全員一致の賛成のもと、平成19年4月20日開催の当社取締役会において、本プランを一部変更の上、本プランについて本総会に上程することを決定いたしました。つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

### 1. 提案の理由

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社グループが、今後も毛髪関連業界のリーディングカンパニーとして成長を継続し、ひいては企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である①お客様や取引先との間の信頼関係の更なる構築と維持、②お客様に満足のいくサービスを提供することのできる技能、経験、ノウハウをもった優秀な人材の確保、③充実した研究を行える企業環境の維持・向上による新商品・技術の開発及びそのための健全な財務体質の維持などが必要不可欠です。これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

そのため、当社株式の大量買付が行われる場合、当該大量買付に応じるべきか否かについて株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化の観点から買収者と

交渉したり、当社取締役会による代替案提示の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることが必要不可欠です。本プランは、まさにこの目的を達成するために必要な施策であります。

そして、当社は、平成18年12月18日に本プランの具体的内容を暫定的に決定した後も、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に照らして最善の選択肢は何かという観点から、本プランや当社の企業価値の向上策について、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、以下のとおり、新たな企業価値向上策の策定、コーポレート・ガバナンスの強化、及び当社の株主還元の重視の方針について決定いたしました。当社グループは、今後もこれらの取組み等を行っていくことにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進していく所存であります。

#### ① 新たな企業価値向上策の策定

当社は、2006年2月期を初年度として中期経営計画を策定し、本年度はその最終年度となりますが、当社の2007年2月期における業績その他事業の状況を踏まえ、市場環境と既存事業の現状の問題点を徹底的に分析、検証することとし、当社の企業価値を抜本的に向上させるべく、既存の事業戦略の見直しを行い、新たな企業価値向上策の策定に取り組んでおります。詳細については後日別途公表いたしますが、新たな企業価値向上策の骨子は、以下のとおりです。

##### (i) 国内コア事業

広告宣伝の強化及び改善、店舗毎での基本行動の徹底、店舗の改装及びサービスの向上

##### (ii) フォンテヌ事業

直営店・百貨店の出店加速による潜在需要の発掘、顧客メンテナンスマニュアルの統一と徹底、フォンテヌとアデランスの商品を相互に推奨

##### (iii) 海外かつら事業

内部成長及び他社の買収によるマーケットシェアの拡大、商品の差別化、対卸売り営業強化、未進出地域への本格参入（北欧、東欧及びアジア）

##### (iv) ヘア・トランスプラント事業

北米市場中心とした積極的なクリニックの開設をさらに加速、カウンセラーの固定化による成約率の改善、広告宣伝投資の拡大、日本市場での本格展開

#### ② コーポレート・ガバナンスの抜本的強化

当社は、更なる当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上のためには、経営の透明性を図りコーポレート・ガバナンスを強化することが必要不可欠と考えております。そこで、当社は、本総会において、経営の透明性・客観性を高めるため、新たに当社から完全に独立した社外取締役2名（元最高裁判所判事及び国際的な会計実務や企業評価に精通した公認会計士）を選任することを付議することとし、取締役の総数を選任予定の社外取締役2名を含めて9名にすることを予定しております。また、取締役の株主の皆様に対する責

任を明確化するため、取締役の任期を2年から1年に短縮する旨の議案を本総会に付議することとしております。

### ③ 株主還元の重視

当社は、従来から株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけ、安定配当の継続と配当水準の向上を基本方針として、連結配当性向を連結当期純利益の30%、総還元性向を連結当期純利益の50%（ただし2008年2月期までは投資などで多額の資金需要がない場合は、総還元性向100%）とすることを目標として取り組んでおり、今後も上記方針に基づいて株主還元を実施していく予定であります。

当社は、これらの施策を確実に実施し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進していくためには、本プランが必要不可欠であると判断しております。

さらに当社では、本プランを、より当社の企業価値・株主共同の利益を確保及び向上に資するものとするを目的として、新たに当社から完全に独立した社外取締役2名（元最高裁判所判事及び国際的な会計実務や企業評価に精通した公認会計士）を本総会で選任し、これに当社社外監査役2名を追加して独立委員会を組織することにより、独立委員会の機能を実質的に強化すること、本プランの発動の範囲をより限定的とすること、本総会に本プランの有効期間を3年間延長することを付議すること等を決定いたしました。

そして、当社は、本プランの導入当初から申し上げてきたとおり、買取防衛策は株主の皆様への合理的な意思に基づくものである必要があると考えており、本プランの有効期間を延長することについて株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」と総称します。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

#### (b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要

件」ご参照)には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則(注1)に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様にも適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本総会終了後の本プランの独立委員会は、当社経営陣から完全に独立した社外取締役2名及び社外監査役2名により構成される予定です(独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については注1ご参照)。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で50%まで希釈化される可能性があります。

## (2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が30%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)に係る株券等の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が30%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細及びその結果等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで（但し、下記(d)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、上記(a)①または②に該当する買付等を開始することはできないものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、適時開示の規則を尊重して独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締

役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間、（無償割当ての効力発生時まで）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生時の後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。  
(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないとして判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨

の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 上記(2)「本プランの発動に係る手続き」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高純資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合

(f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

- (d) 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権1個の目的である株式(注10)の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。
- (f) 本新株予約権の行使期間  
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件  
(Ⅰ)特定大量保有者(注11)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注12)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者(注13)、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注14)(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)
- (h) 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかる株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、本総会において株主の皆様のご承認を得られなかった場合には、本プランは廃止いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

注1 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・独立委員会委員の任期は、本総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかる定時株主総会の終了の時までとする。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止もしくは本新株予約権の無償取得、又はその他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定等を行う。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち4分の3以上が出席し、その4分の3以上をもってこれを行う。

注2 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

注3 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

注4 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

注5 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。2.(2)「本プランの発動に係る手続」(a)②において同じとします。

注6 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

注7 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

注8 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

注9 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

注10 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

注11 当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3

項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。)が30%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

注12 公開買付け(証券取引法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注13において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して30%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

注13 証券取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

注14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

なお、当社は、平成19年3月28日付当社プレスリリース「当社定時株主総会における株主提案について」で公表いたしましたとおり、本議案に関連して、同日付でスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)・エル・ピーより本プランを廃止する旨の株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を受けておりますが、本株主提案においては、当社が本プランと同一の対応策につきその導入又は廃止を株主総会の会議の目的とする場合には、本株主提案は当該議題と同一のものとして取り扱われてもよいものとされており、当社は、上記のとおり本プランと実質的に同様のプランを本総会において会社提案として付議いたしますので、本株主提案を本総会の単独の議題として取り扱わず、本株主提案の議案の要領及び議案の理由並びに当社取締役会の意見を、本書に記載することに致しております。なお、当該株主提案の提案株主(1名)の議決権の数は、103,000個であります。

- 当該提案の内容（「貴社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の廃止の件

#### 議案の要領

平成18年12月18日に開催された貴社取締役会において導入が決定された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を廃止する。

#### 提案の理由

上記対応策（「本プラン」）は、買付行為等に応じるか否かという株主の判断の機会を奪うものである。また、証券取引法の改正により、情報開示の充実及び公開買付期間の延長等がなされ、既に既存株主の権利保護が図られており、法の規制を超えて有価証券市場における取引を過度に制限する本プランに合理性はない。また、本プランは、経営支配を目的としない純投資目的の買付者をも対象としているが、当該買付者が貴社の経営を阻害し株式価値を毀損するとは考えられず、株主の権利を不当に侵害するものである。

そもそも、本来自由であるべき株式の譲渡・取得という株主の基本的な権利に対する制限となる株式の大量取得行為に関する対応策の導入については、株主の意思を反映すべく株主総会の承認を得るべきである。しかるに、本プランは会社所有者たる株主に諮らず取締役会により一方的に導入されたものである。

以上より、本プランは直ちに廃止されるべきである。

（注） 以上は、株主から提出された株主提案請求書の議案の要領及び提案の理由をそのまま記載したものです。

- 取締役会の意見

取締役会としては、平成18年12月18日に開催された取締役会において導入が決定された本プランにつき、一部内容を変更の上有効期間を延長することが必要と考えますので、本議案につきご承認をいただきたいと存じます。

本プラン導入の目的は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上にあります。具体的には、当社株式の大量買付が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主に代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることにあります。従って、本プランは、当社株式の大量買付が行われた際に「買付行為等に応じるか否かという株主の判断の機会を奪うもの」ではなく、株式の自由な譲渡の機会を最終的には確保しつつ、企業価値を損なう買収提案であるにもかかわらず、株主の皆様が十分な情報がないままに誤信して買収に応じてしまうことなどを未然に防ぎ、企業価値ひいては株主共同の利益を実現するものであります。特に、本プランは、上記のとおり当社取締役会の恣意的な判断に基づき新株予約権無償割当てが実施されることがないような仕組みが厳格に確保されており、株主の皆様が判断の機会を不合理に奪うことはありません。

また、昨年改正された証券取引法により、情報開示の充実及び公開買付期間の変更等がなされていますが、改正証券取引法は、その立法段階においても、そもそも買収防衛策に関する法制度に影響を与えることは予定されていないばかりか、その趣旨も買収防衛策が確保しようとしている利益とは必ずしも同じではありません。例えば、対象者により意見表明報告書が提出され、当該意見表明報告書に公開買付者に対する質問が記載された場合であっても、公開買付者は質問に対して回答する必要がないと認めた場合には回答を拒絶又は留保することもできることとされています。当社としては、当社株式の売却に必要な時間や情報を、より実質的に確保し、株主の皆様が不利益を被ることがないようにすることが必要と考えています。

さらに、本プランが経営支配を目的としない純投資目的の買付者をも対象としておりますが、純投資目的であるか否かは必ずしも明確ではなく、判断が難しい事項であるため、情報開示等を求めることとし、当社経営陣から独立した独立委員会に、公正かつ中立的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損し、かつ、新株予約権無償割当てを実施することが相当である等の発動要件を充足するものであるかを判断させる枠組みが必要であると考えております。

そして、平成18年12月18日開催の取締役会によって導入された本プランは、従前から申し上げているとおり、株式の譲渡・取得を否定するものではなく、また、本総会において株主の皆様の意思をご確認させていただくことを前提に、本総会までの暫定的な措置として導入されたものです。従って、本プランが株主の意思を確認せずに、取締役会により一方的に導入されたものという指摘は必ずしも適切ではないと考えられます。当社は、株主の皆様のご承認をいただくためにも、本総会において本プランを付議しております。

以 上

## (ご参考) 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関するQ & A

本Q & Aは、株主総会参考書類としてではなく、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」についてわかりやすく説明することを目的として参考として添付されるものです。正確かつ詳細な内容については、本招集通知51頁以降及び当社の2007年4月20日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の株主意思確認について」をご参照下さい。

### Q. 1 当社による買収防衛策導入の目的は何ですか。

A 本プラン導入の目的は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上にあります。具体的には、企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社株式の大量買付が行われた際、それに応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が株主に代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために交渉を行うこと等を可能にすることにあります。

### Q. 2 本プランの概要を説明してください。

A 本プランは、取締役会決議を経てあらかじめ新株予約権の発行登録を行っておき、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライツプランです。具体的には、次のような内容を有しています。

- ① 当社が発行者である株券等について30%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、予め買付内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- ② 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案(もしあれば)等を提出するよう求めることがあります。
- ③ 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④ 買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、独立委員会の判断に従い、新株予約権の無償割当ての実施、不実施等を決定します。
- ⑤ 本プランを発動する場合に割り当てられる新株予約権には、買付者等による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

**Q.3 買収防衛策について導入時に株主総会を開催していないから無効ないし買収防衛策の指針に違反しているのではないか。**

A 買収防衛策の指針は、株主の合理的な意思に依拠する必要があるとしております。指針は、株主総会は会社の意思決定機関として機動的とはいえないことから、取締役会決議により導入された場合であっても、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段を設けている場合には、株主意思の原則に反するものではないとしています。本プランは、株主総会の決議によりいつでも廃止できるものとなっている上、本プランの当初の有効期間は本総会までとされており、本総会で株主意思を確認することを予定していることからして、株主意思の原則に合致するものと理解しています（また、その他の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、必要性・相当性確保の原則も充足する内容になっており、本プランは無効ないし指針に違反しているということはありません。）。

当社は、本総会に第6号議案として本プランを付議することにより、本プランについての株主の皆様のご意思を確認させていただきます。

Q. 4 当社の買収防衛策の合理性について教えてください。

A 本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

項目	当社の買収防衛策
導入目的	当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上
株主意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本総会で承認を得ることにより有効期間が延長される</li> <li>・有効期間満了前でも、株主総会又は株主総会により選任された取締役会で廃止する旨の決議がなされればその時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思が反映される</li> </ul>
独立委員会（発動、解除及び維持についてのチェック）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営陣から完全に独立した社外取締役等により構成される独立委員会を設置</li> <li>・本総会後の独立委員会委員は、当社から完全に独立した社外取締役（新任）2名及び社外監査役2名による構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社外取締役（選任予定）：元最高裁判所判事</li> <li>▶ 社外取締役（選任予定）：日米公認会計士（米国で30年以上の実務経験）・大学教授</li> <li>▶ 社外監査役：公認会計士</li> <li>▶ 社外監査役：弁護士</li> </ul> </li> <li>・防衛策の発動等は、独立委員会が所定の具体的要件を判断した上で行う勧告に従って行う</li> <li>・当社の費用で第三者の専門家の意見を取得</li> </ul>
発動条件	30%以上の所有か、30%以上の所有をめざす公開買付
発動要件	合理的かつ客観的な要件の設定
有効期間	株主総会で承認を得られた場合、3年間
取締役会の構成	取締役全9名中、2名が独立社外取締役（本総会で選任予定） （独立社外取締役が2名以上、かつ取締役会における構成比20%以上）
取締役任期	本総会で1年に短縮予定
廃止	取締役会決議により廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない）
発動要件・手続等の情報開示	プレスリリース、株主総会の議案・参考書類、及び株主総会において十分情報開示を行う予定
招集通知の発送	株主総会の3週間以上前である5月1日（火）に発送予定

Q. 5 本プランの導入及び延長によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A 本プランの導入及び有効期間の延長の決議時点においては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様は直接具体的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、新株予約権無償割当てが実施されたときは、買付者等以外の株主の皆様は、無償割当てを受けた新株予約権を行使できるようになります。この新株予約権の行使価額は、新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において当社取締役会が新株予約権無償割当てに関する決議で別途定める金額となりますので、新株予約権を行使する場合には、その金額相当のご負担をお願いします。

ることになります。

もともと、当社が、新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使価額の払込みをすることなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することができますので、結果的には、保有する当社株式一株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

#### Q. 6 新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

##### A ①名義書換

当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに関する割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償で割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。ただし、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、それ以外の特段の手続を経ることなく、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

##### ②新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割り当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使請求書（株主の皆様が買付者等に該当しないことを誓約していただく条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払い込んでいただきます。

##### ③当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得します。この場合、株主の皆様には、ご自身が買付者等に該当しないことを誓約していただく条項等を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

Q.7 新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権の行使条件の中で、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。

A まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の取得や行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行するなどの必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の取得や行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合などは、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権についても当社による取得条項の発動による取得の対象となりますので、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされた場合には、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることとなります。

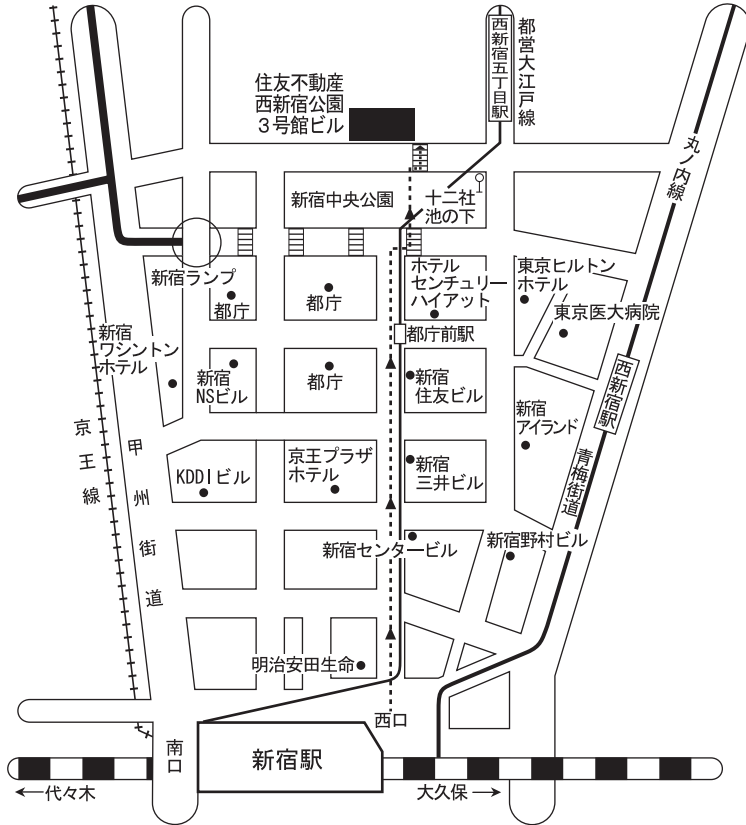
以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿四丁目 15 番 3 号

住友不動産西新宿公園 3号館ビル 1階「ベルサール西新宿ホール」

電話 03 ( 3320 ) 2611



- JR、地下鉄、私鉄各線の新宿駅より徒歩約15分
- 地下鉄丸ノ内線の西新宿駅より徒歩約10分
- 地下鉄都営大江戸線の都庁前駅・西新宿五丁目駅より徒歩約5分



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。